

令和5年度 第2回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和5年8月2日（水）午後1時15分～午後2時17分
- (2) 場 所：熊毛支庁第3会議室(西之表市)
 県庁本庁舎1階 漁業調整委員会室（鹿児島市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) 漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) 知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (4) 稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針の改正について（協議）
→ 原案のとおりとすることに決定。

令和5年度 第2回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和5年8月2日（水）午後1時15分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
川東 守昭	漁業者・漁業従事者	欠席
甲山 博明	漁業者・漁業従事者	出席
濱崎 一成	漁業者・漁業従事者	出席
森田 忠寛	漁業者・漁業従事者	欠席
久賀 みず保	学識経験者	出席
久米 元	学識経験者	出席
稲盛 重弘	中立	出席
八板 俊輔	中立	出席

出席 8

欠席 2

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	久保 蘭 隆
次長（水産係長）	柳 宗悦
書記（水産係 技術主査）	櫻井 正輝

令和5年8月2日午後1時15分開会

【開会】

○久保菌事務局長

それでは、定刻になりましたので、令和5年度第2回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、2会場に分かれたWEB会議で開催いたします。また、鹿児島市在住委員はWeb会議システムによる出席といたします。御不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

また、熊毛海区漁業調整委員会は、昨年12月より委員1人の欠員が生じており、委員の補充に係る手続きを行っていましたが、令和5年7月7日付けで、鹿児島県知事より、種子島漁協所属の濱崎一成氏が熊毛海区漁業調整委員会の委員に任命されました。

濱崎委員には本日の令和5年度第2回熊毛海区漁業調整委員会から、ご出席いただいておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会を進めさせていただきますが、本日は、委員10人中8人の出席をいただいております。熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

また、本日は、県水産振興課の 漁業調整係 村田技術専門員、山神水産技師、漁業監理係 保科（ほしな）技術主査にご出席をいただいております。

後ほど、関係議題についての説明をしていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を開会いたします。

本日の議題は、会次第に示しております

「鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）」、

「漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について（諮問）」、

「知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について（諮問）」、

「稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針の改正について（協議）」

の合計4件としております。

それでは開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

○甲山会長

皆様こんにちは。大変お忙しい中、漁業調整委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。先ほど事務局長の方からも説明がございましたが、濱崎委員は、川南委員の後任となります。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の漁業調整委員会もどうぞよろしくお願いいたします。

○久保菌事務局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせて頂きますが、規程により、座長は会長が務めることとなっておりますので、甲山会長よろしく申し上げます。

○甲山会長

規程に基づきまして、座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

なお、発言は挙手の上、了承を得てから行うようにお願いします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

それでは、今回は伊東委員と八板委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。

○伊東委員，八板委員

はい。

○甲山会長

それでは、議事に入ります。

議題1「鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）」という諮問事項を議題とします。

水産振興課から説明をお願いします。

○保科技術主査

水産振興課漁業監理係の保科です。よろしく申し上げます。

資料1をご用意ください。

資料をめくっていただいて1枚目に諮問文をつけておりますので、読み上げます。

水振第348号，令和5年7月27日，水産振興課扱い，熊毛海区漁業調整委員会会長様，鹿児島県知事，鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問），このことについて，別案のとおり鹿児島県資源管理方針を変更したいので，漁業法第14条第4項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

2ページをご覧ください。まず1 変更理由です。

漁業法改正に伴い，県資源管理指針に基づく資源管理計画を，令和5年度末までに県資源管理方針に基づく資源管理協定に変更する必要が生じました。

今申しあげました資源管理計画とは、各漁協さんが自主的管理措置を記載したのですが、この資源管理計画の参加・履行及び漁業共済への加入をすることで、漁業収入安定対策事業の支援を受けることができます。資源管理計画から資源管理協定へ変更された後も、扱いは同様です。

資源管理協定に記載する魚種は県資源管理方針に記載されている必要がありますが、現在の方針には特定水産資源であるマアジ、マサバ及びゴマサバ、マイワシ、スルメイカ、クロマグロのみ掲載されている状態であることから、これら以外の水産資源を追加する必要があります。

次に2 変更方針です。

現在は特定水産資源が県方針の別紙1に明記されているので、これら以外の魚種を別紙2, 3に追記を行うものです

ここで、別紙1, 2, 3の棲み分けについて簡単に説明します。中段の表をご覧ください。

別紙は国とリンクしている部分もあり、関係性を併記しています。国の別紙1は県とは今回関係がありませんので、説明を割愛します。県の別紙1は国の別紙2にあたり、先ほど説明した特定水産資源が記載されています。

次に県の別紙2は国の別紙3にあたり、特定水産資源以外かつ国全体として数量上限が設けられていないものの、日本の漁業の主対象として管理が必要なものが該当し、本県ではかつお、きはだ、めばち、びんなが、が該当します。

次に県の別紙3は、上記のいずれにも該当しない魚種が対象となり、完全に各都道府県独自のものとなります。

この別紙3の選定方法については、一つ目に県資源管理指針に記載があるもの、二つ目に同指針に記載がないものの、各漁協が作成する資源管理計画に記載がある若しくは本県の漁業において重要と思われる魚種を記載しました。

ここまで説明した別紙2, 3に追記する魚種を別添資料にまとめましたので、4ページをお開きください。

4ページの表、別紙2には先ほど説明したとおり、かつお、きはだ、めばち、びんながを記載します。

次に別紙3にはまだいから、さばふぐ類を飛ばしてぶりまでを記載します。

では別紙2, 3の記載内容について説明いたしますので、2ページにお戻りください。

3 別紙に定める事項をご覧ください。

まず別紙2ですが、国全体の方向性を定めた資源となっていますので、資源管理の方向性については、国の方針に合わせる形となっています。

よって、県方針で定めるのは、まず第1 水産資源名にて資源の名称及び海域等を記載し、次に第2 漁獲可能量以外の手法による資源管理に関する事項にて公的制限や協

定締結の促進等について記載し、第3 その他重要事項にて該当があれば記載することとなっております。

具体的には資料20ページをご覧ください。別紙2-1に、ここにはかつお（中西部太平洋条約海域）を掲載しますが、第1 水産資源名にはかつお（中西部太平洋条約海域）としており、第2 漁獲可能量以外の資源管理に関する事項では鹿児島県漁業調整規則等の公的制限を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとしております。第3 その他重要事項はなしとしています。以降、別紙2-4まで同様の書きぶりとなっております。

次に資料3ページをお願いします。

第1, 3, 4については別紙2の第1, 2, 3と同様です。第2 資源管理の方向性は別紙3の特徴であり、掲載される魚種の資源評価状況によって、書きぶりが増減します。

まず国の資源評価有無において大きく分けられ、(i) 資源評価があるが、目標が定められていない場合の中でも i) MSYベースでの目標案の検討が進められている種と ii) 検討がなされていない種に大きく別れます。

i) の場合は、MSYベースでの目標案の検討がなされていることから、この目標を達成することを主眼に置くため、「国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする」とします。

次に ii) は目標案がないものの、国において、資源水準が「高位、中位、低位」また動向が「増加、横ばい、減少」と評価されているため、「国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに中位以上まで回復することを目指す」という書きぶりとなっております。

今回別紙3に追記する魚種は全て (i) に該当するものです。

今回は国による資源評価が行われている魚種のみを追記となりますが、今後は国の資源評価が行われていない本県独自の資源を追加予定ですので、どうぞよろしく申し上げます。

最後に、今後のスケジュールについて、3ページをお願いします。

8月の下旬までに、各海区委へ諮問し、承認いただけましたら、農林水産大臣へ変更承認申請を提出します。その後、9月上旬には県公報及びHPにて公表し、変更の手続きを終了させる予定です。

以上、簡単ですが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○甲山会長

ご説明ありがとうございました。ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

議題1「鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）」は、原案のとおり定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では、そのように答申することに決定します。

○甲山会長

議題2は、「漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について（諮問）」です。

これは、諮問事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○村田技術専門員

はい。水産振興課の村田です。よろしくお願ひいたします。

資料については、3つございまして、資料2-1が漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について（諮問）、資料2-2が免許の諮問を審査して頂く上での漁業法の法的根拠などを示した参考資料、その他として、漁場計画についてお諮りした際に示しました漁場計画と漁場連絡図を配布しています。

それでは、内容の説明に入ります。

資料2-1をご覧ください。諮問文になりますので読み上げます。

水振第341号、令和5年7月26日、水産振興課扱い、熊毛地区漁業調整委員会会長殿、鹿児島県知事、漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について（諮問）、令和5年9月1日免許予定の共同漁業権、区画漁業権について、令和5年4月25日付けにて免許の内容たるべき事項等を公示したところ、別紙のとおり免許申請がありましたので、漁業法第70条の規定により貴委員会の意見を求めます。

1ページめくってください。ここからページ番号を付して1ページとしていますが、以降のページにおいて、適格性を審査するための資料として、申請状況の一覧をお示ししています。

こちらについては、後ほどご説明させていただきます。

まず、熊毛海区における申請の全体の概要についてご説明いたしますので、資料2-2の1ページ申請概要をご覧ください。

熊毛海区におきましては、共同漁業権が計8件の計画に対し、3漁協から8件の申請がありました。

区画漁業権については、魚類養殖業は4件の計画に対し、2漁協から4件の申請、とこぶし養殖業については、2件の計画に対して、1漁協より2件の申請がありました。

熊毛海区全体では、14件の計画に対して、全て申請がありました。

なお、1漁業権に2者以上の申請がされた漁場はございませんでした。いわゆる競願申請がありませんでしたので、免許すべき者の判断基準に基づく、審査については、不要とさせていただきます。

したがって、本委員会では免許をしない場合及び適格性について、審査していただきますので、よろしくをお願いします。

資料2-2の2ページをお開きください。委員会に置かれましては、漁業法に基づき、先ほどお話ししました免許をしない場合、適格性について、審査をしていただくこととなりますが、この審査に関して、漁業法における考え方等について御説明いたします。

まず、免許をしない場合ですが、こちらについては漁業法第71条第1項に定められておりまして、以下のいずれかに該当する場合は知事は漁業の免許をしてはならないとされております。

1 申請者が漁業法第72条に規定する適格性を有する者でないとき、

2 漁場計画の内容と異なる申請があったとき、3 同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき、4 漁場の敷地が他人の所有に属する場合は又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者または占有者の同意がないとき、となっておりまして、今回は1～4に該当するような申請案件はございませんでした。

次に、適格性についてご説明いたします。共同漁業権の適格性については、漁業法第72条第2項第2号に記載されておりまして、共同漁業権の免許に関して適格性を有する者は、次の要件を満たす漁業協同組合又は連合会であるとされており、要件の①は関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業組合連合会②関係地区に住所を有し、一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であることとされておりまして、

次に3ページをお開き下さい。区画権の適格性についてになります。区画漁業権の免許に関して適格性を有する者は、次の要件を満たす漁業協同組合又は連合会であるとされており、既存漁場の場合と新規漁場の場合で少し異なっております。

1) 既存漁場の場合は、①関係地区の全部又は一部をその他地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会②関係地区に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であることとなっております。

2) 新規漁場の場合ですが、①については、既存漁場と同様でして、②関係地区に住所を有し、一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であることとなっております。

3 個別漁業権については、以下のいずれかに該当しない者であることとされておりました。①漁業及び労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者②暴力団員等であること③法人であって、その役員又は使用人が、①②のいずれかに該当する者、④暴力団員等がその事業活動を支配する者であることとされておりました。これらに該当する場合は不適格となります。

今回の諮問に関する概要の説明は以上になります。

○甲山会長

ただいま水産振興課から今回の諮問に関する概要説明がありました。

それでは、これから申請者の適格性について、漁業法第72条に基づき、審査を行います。水産振興課の説明をお願いします。

○村田技術専門員

資料2-1の1ページをお開きください。

まず、表の記載様式につきまして説明します。

表の左側から、漁場番号、漁場の位置、漁業種類、免許申請人の氏名 住所、漁業権取得総会議決状況、一番右の欄は漁業権を取得する上での適格性を記載してございます。

総会議決状況につきましては、組合が漁業権を取得する場合、水産業協同組合法第50条に基づく総会における特別議決（正組合員の半数以上出席による3分の2以上の多数による議決）が必要になりますので、その手続き状況として総会開催日、出席者数、賛成者数を記載してあります。

適格性については、先ほどご説明した内容に基づき、適格性を有している場合は有の記載をしてあります。

これから行う、申請の説明については、同じ内容の繰り返しになってしまいますが、委員会への諮問は、知事が恣意的判断を行う事を防止すると共に、漁業調整上の問題が生じないよう確認の機会を確保するためのものとされていますので、御了承下さい。それでは、漁業権ごとに内容を説明いたします。

まず、共同漁業権になります。熊共第1号～4号の申請人は、種子島漁業協同組合からとなっております。最初の申請については、1つ1つ説明させていただきますので、ご了承ください。

申請人の住所は西之表市西町192番地です。

漁場の位置は、西之表市地先です。

総会開催日は6月22日、正組合員数111名に対し101名出席し、101名の賛成を得ており、議決状況は問題ございません。

漁業法第72条第2項第2号の規定に基づき、関係地区に住所を有し、年90日以上沿岸漁業を営む者の世帯数のうち組合員である者の世帯数を分数で記載しています。

関係地区に住所を有し、年90日以上沿岸漁業を営む者の世帯数が94世帯。うち組合員である者の世帯数が94世帯で、3分の2以上を満たしておりますので適格性について有りだと判断しております。

続いて、熊共第5号になります。申請人は、南種子町漁業協同組合になります。

総会開催日は6月23日、正組合員数36名に対し33名出席し、33名の賛成を得ており、議決状況は問題ございません。

適格性に関しても、適格性有りの問題無しと判断しております。

熊共第6～8号の申請人は、屋久島漁協であり、総会の開催状況は、6月20日に開催し、正組合員72名のうち67名の出席を得て67名の賛成で議決されております。

適格性については、旧屋久町と旧上屋久町で世帯数の数が異なりますが、問題なしとなっております。

共同漁業権について以上になります。審査をお願いいたします。

○甲山会長

ただいまの水産振興課から説明のあった免許申請について、審査いたします。適格性に関して、ご意見、ご質問等はありませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは、ただいま審査していただいた申請に関しては、申請者に適格性があり、また、漁業法第71条等の事項に関しても問題なしと認めてよろしいですか。

○委員一同

異議なし。

○甲山会長

それでは、そのように認めます。

次の申請について、水産振興課の説明をお願いします。

○村田技術専門員

続きまして、区画漁業権の申請について説明いたします。

漁協の総会の議決等、これまでの説明と同様の内容については、省略していきますので、御了承下さい。

区画漁業権のうち魚類養殖について説明いたします。

熊特区第1号、2号は、申請人は南種子町漁協となっております。

当該漁場については、組合員が行使する漁場では無く、組合が自営で中間育成を行っている漁場となります。従いまして、個別漁業権となっており、適格性に関しては、漁業法第72条第1項の規定に基づき、判断されます。いわゆる暴力団員や、法令遵守しない者については、適格性無しとなりますが、個別漁業権については、該当しない旨の誓約書を確認することで適格性有りと判断しています。

続いて2ページをお開き下さい。

魚類養殖の続きになります。熊特区魚第3号、4号は屋久島漁協の新規漁場になります。

新規漁場の適格性については、共同漁業権と同じ、関係地区に住所を有し、沿岸漁業を90日以上営む者の世帯数で判断されます。

それぞれ関係地区が異なるので世帯数が異なりますが、総会の議決状況及び適格性について問題ございませんでした。

最後にとこぶし養殖業です。

第1号、2号漁場について、種子島漁協より申請があり、南種子町漁協の魚類養殖と同様に組合の自営となっておりますので、漁業法第72条第1項の規定に基づく判断となりますが、適格性については問題ございませんでした。

説明は以上となります。審議の程よろしく申し上げます。

○甲山会長

ただいまの水産振興課から区画漁業権に関する説明がありました。

申請者の適格性に関して、ご意見、ご質問等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは、ただいま審査していただいた申請に関しては、申請者に適格性があり、また、漁業法第71条等の事項に関しても問題なしと認めてよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

それでは、そのように認めます。

適格性等についての審査は、これで終了しましたが、議題2「漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について(諮問)」は、原案のとおり定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では、そのように答申することに決定します。

○甲山会長

議題3は、「知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について（諮問）」ですが、これは議題4の「稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針の改正について（協議）」と関連いたしますので、県から一括して説明をお願いします。

○山神水産技師

会次第に記載されています議題の順番と前後いたしますが、議題4から説明させていただき、その後、議題3について説明させていただきます。

資料4の1ページ、1 経緯等をご覧ください。

シラスウナギについては、県の漁業調整規則に定められております特別採捕許可により、採捕しておりましたが、令和2年12月に施行された改正漁業法により、全長13センチメートル以下のうなぎの稚魚は特定水産動植物に指定され、養殖用種苗確保を目的とした採捕は、漁業権に基づく採捕、もしくは漁業許可に基づく採捕等を除き、採捕できなくなったことから、本県では、昨年度、漁業許可の取扱方針を制定し、令和4年漁期から漁業許可へ移行したところです。

今回は、その取扱方針の一部を改正したいことから、協議をお願いするものです。

1 変更点をご覧ください。変更点は3点ございまして、まず1つめが集出荷契約の廃止になります。特別採捕許可時の流通制度を維持するため、事前に採捕組合と流通業者等で契約を締結させ、契約締結を許可申請の資格要件としていたほか、出荷を契約先に限定していましたが、漁業生産物の出荷先を制限することは適切ではないため、集出荷契約を廃止し、流通を完全自由化します。

2点目が許可の対象についてになります。許可の対象については、集出荷契約の締結を許可対象者として、記載しておりましたが、集出荷契約の廃止に伴い記載を変更します。

3点目が採捕報告の廃止になります。15日ごとに採捕報告を行わせる許可条件を設定していましたが、許可条件とせずとも、漁業法第176条で報告徴収を求めることができるため、本許可条件は廃止します。

続きまして、2ページをご覧ください。稚うなぎ漁業許可取扱方針の新旧対照表になります。右が現行、左が改正後になります。

2 定義について、集出荷契約の廃止に伴い、稚うなぎ取扱業者、養鰻団体、出荷先を削除しています。2 許可の対象については、集出荷契約の廃止に伴い、記載を変更しております。11 許可の条件については、15日ごとの報告を削除しています。

4ページに取扱方針の改正方針の案、6ページ以降に関係法令等を掲載しておりますので、お目通しください。

議題4についての説明は以上になります。続きまして、議題3について説明させていただきます。

資料3の1ページをご覧ください。諮問文になりますので、読み上げます。

水振第356号、令和5年7月28日、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）、このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。2ページをご覧ください。今回諮問するのは稚うなぎ漁業許可についてとな

ります。熊毛海区に関する制限措置については、4ページの操業区域30～32になります。

制限措置について、説明いたします。熊毛海区に関する30～32の操業区域は7ページに記載してありますので、お目通しお願いいたします。漁業時期については、従来と同様、12月～3月、資源管理措置として操業日数を90日間と短縮しております。

許可又は起業の認可をすべき者の数は操業区域の30が36名、操業区域の31が46名、操業区域の32が108名で合計190名となっており、昨年度の許可数から1名減となっております。

採取方法は手すくいとなっております。県全体では、許可又は起業の認可をすべき者の数は1,230名のうち58名がふくろ網の使用となっております。許可の有効期間については、県の調整規則により、通常は3年間となっておりますが、稚うなぎ漁業については、短期許可とし、許可の有効期間を12月～3月までということで、昨年度、本委員会でも承認いただいておりますので、今回も12月～3月としております。

各操業区域の許可をすべき者の数を超える申請があったときの対応については、11ページにお示ししておりますので、後ほどお目通しお願いいたします。

稚うなぎ漁業についての説明は以上になります。

○櫻井書記

続きまして、あさひがにかかり網漁業の許可について、ご説明させていただきます。

資料3 11ページの次のページをお開きください。

あさひがにかかり網漁業につきましては、3年間の許可としておりまして、現在、有効な許可が9月末までとなっておりますので、許可の更新を行うために、公示をしようとするものでございます。

操業区域は熊毛海区の海域、操業期間は10月1日から4月30日まで、船舶の総トン数は10トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、許可または起業の認可をすべき船舶等の数は35隻、漁業を営む者の資格は県内の漁業協同組合の組合員であって、許可を受けた者自ら当該漁業に従事する者としております。

次のページには、許可または起業の認可をすべき船舶等の数が公示した数を超える場合についての優先順位を示しております。

事務局からの説明は以上になります。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○甲山会長

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは、順番に議決をとります。

まず、議題3の「知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について（諮問）」は、原案のとおり定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

○委員一同
異議無し。

○甲山会長
では、そのように答申することに決定します。

○甲山会長
議題4の「稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針の改正について（協議）」は、意見等
ございませんでしたので、原案のとおりとし、この件は終了いたします。

○甲山会長
本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かありますか。

○委員一同
なし。

○甲山会長
全体を通して、御意見・御質問はありませんか？

○委員一同
なし。

○甲山会長
その他として事務局から何かありますか？

○久保菌事務局長
特にございませぬ。

○甲山会長
それでは、他に無いようですので、議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

○事務局長
ありがとうございました。
以上をもちまして、令和5年度第2回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。
皆様、お疲れ様でした。

令和5年8月2日午後2時17分閉会